

報 道 資 料

平成29年9月8日
総務部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美工場 主務 技能職員	42	H29.8.31	停職 5月	普通乗用自動車を運転した際、歩行中の男性に衝突し死亡させたため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
奈良阪処分地管理事務所 主務 技能職員	43	H29.9.1	減給10分の1 6月	私用で排出した廃棄物を、無断で職場の敷地内に搬入し放置したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号